

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 証券取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 中国財務局長 |
| 【提出日】 | 平成19年9月11日 |
| 【事業年度】 | 第36期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） |
| 【会社名】 | ミサワホームサンイン株式会社 |
| 【英訳名】 | MISAWA HOMES SAN-IN CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 金澤 泰治 |
| 【本店の所在の場所】 | 鳥取県鳥取市南吉方1丁目87番地 |
| 【電話番号】 | 0857(23)2000(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員 下田 正彰 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 鳥取県鳥取市南吉方1丁目87番地 |
| 【電話番号】 | 0857(23)2000(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員 下田 正彰 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号) |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第36期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正及び追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、安定した配当を維持することを最重要施策の一つとして認識する一方、長期的な経営の観点から内部留保の充実による財務体質の強化を図りつつ、経営環境や収益動向を勘案しながら株主の皆様には利益配分を継続して行うことを基本方針としております。

第36期の配当につきましては、当期の損益状況により、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが無配とさせていただきたく何卒ご了承承賜りますようお願い申し上げます。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(訂正後)

当社は、安定した配当を維持することを最重要施策の一つとして認識する一方、長期的な経営の観点から内部留保の充実による財務体質の強化を図りつつ、経営環境や収益動向を勘案しながら株主の皆様には利益配分を継続して行うため、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

第36期の配当につきましては、当期の損益状況により、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが無配とさせていただきたく何卒ご了承承賜りますようお願い申し上げます。

なお、剰余金の期末配当の決定機関は株主総会ではありますが、業績の動向によっては剰余金の中間配当を行うことが可能であり、その際の決定機関は取締役会であります。当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

前文及び(1)～(7) 省略

(訂正後)

前文及び(1)～(7) 省略

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

② 中間配当

当社は、業績の動向により株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。